

仕様書

1 件名

豊浦中部浄化センター除塵機汚水流入バルブ取替業務

2 実施場所

下関市豊浦町大字川棚 6 7 4 3 番地 1 豊浦中部浄化センター（別図 1）

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 8 日まで

4 実施内容

受託者が実施する内容は、次のとおりとする。

- （1）豊浦中部浄化センター除塵機の汚水流入バルブ（外ねじ仕切弁）2 台の取替（別図 2 及び 3）
- （2）取替後の試運転（運転調整及び異常の有無確認）
- （3）既設品の撤去及び処分

5 実施方法

受託者は、下水道維持管理指針（日本下水道事業団）、下水道法、労働安全衛生法、その他関係法令等を遵守するとともに、必要な安全対策を講じた上で、適切に業務を実施すること。

6 使用材料

（1）機器仕様

構造及び形状：たて形外ねじ式

使用圧力：0.74Mpa

開閉方向：左周り開き

口径：250 mm

フランジ規格：7.5K

面間：380 mm（JIS B2062）

塗装：（内面）エポキシ樹脂粉黛塗装、（外面）変性エポキシ樹脂塗装

（参考型番：株式会社キッツ 7.5FCLUS）

※同等品可とするが、同等品の場合には事前に材料の承諾を得ること。

（2）接合材料

ステンレス製六角ボルト・ナット：M20（3 2 本）

フランジガスケット：250A×7.5K（4 枚）

7 提出書類

- (1) 受託者は、業務が完了したときは、次に掲げる業務の成果に関する報告書を作成し、委託者に提出すること。

ア 業務完了届 1部

イ 作業写真（実施前・実施中・実施後） 1部

ウ 完成図書 3部（紙2部、CD-R〔PDF形式〕1部）

（ア）機器仕様書

（イ）機器構造図（部品展開図）及び機器寸法図

- (2) 受託者は、提出書類の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の書類を委託者に提出すること。

8 実施に当たっての注意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、予め委託者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (2) 本仕様書に明示していない事項であっても、技術上当然必要と認められる事項については、委託者と協議の上、適切に業務を実施すること。
- (3) 豊浦中部浄化センターは稼働中の施設であるため、業務の実施に当たっては、委託者が別途契約する豊浦中部浄化センター運転管理業務の受託者（株式会社豊浦環境管理センター）と事前に作業手順、作業内容等の打ち合わせを行い、施設の運転に支障を来さないよう実施すること。
- (4) 作業の実施は、原則として豊浦中部浄化センター運転勤務日の午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこと。
- (5) 業務に使用する材料等は、既設品と同等又は同等以上の性能を有する新品とし、既存施設との互換性を有するものであること。
- (6) 業務の実施において必然的に発生する軽微な補修及び消耗品の取替は、本業務に含むものとする。ただし、本業務の範囲内で対応できない故障その他異常を認めた場合又は別途必要な取替部品が生じた場合は、委託者に報告し、双方協議の上、その処置を決定するものとする。
- (7) 業務の履行に際しては、委託者立ち合いのもと、材料検収及び試運転を行うこと。
- (8) 大型機材等を搬入する場合は、事前に搬入計画を立案し、委託者の承諾を得ること。
- (9) 業務に必要な機材は、受託者の負担とする。
- (10) 作業に必要な軽微な電源（AC100V）及び上水については委託者が支

給するが、効率的に作業を行い、その使用は必要最低限にとどめ節約に努めること。

(11) 本業務において発生した撤去品及び廃材等は、受託者の責により関係法令に従い適切に処分すること。

(12) 業務の実施に当たり受託者の責により局及び第三者に損害を与えた場合は、受託者はその損害を賠償すること。

9 その他

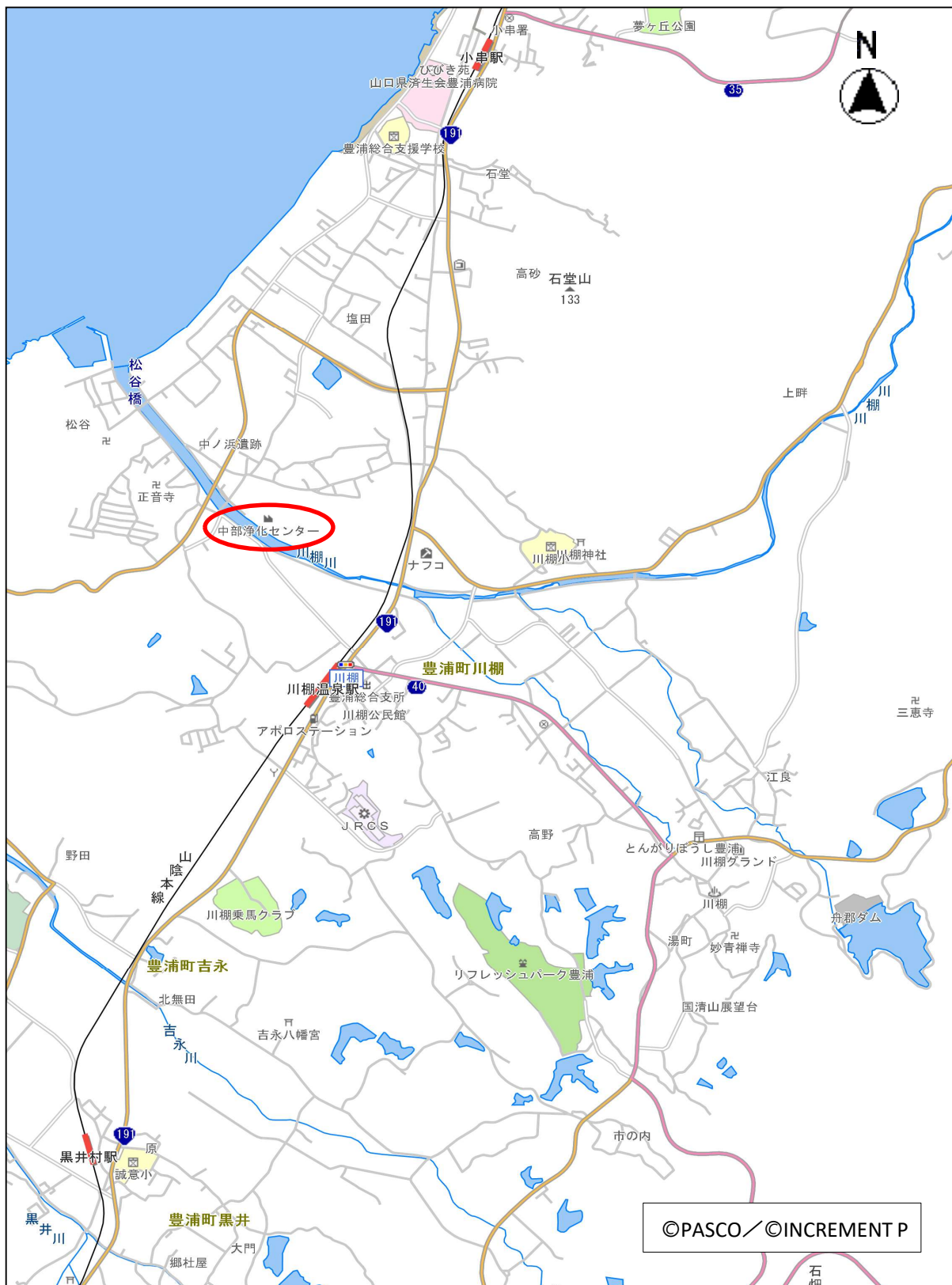
(1) 書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用しないこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議の上、定めるものとする。

以上

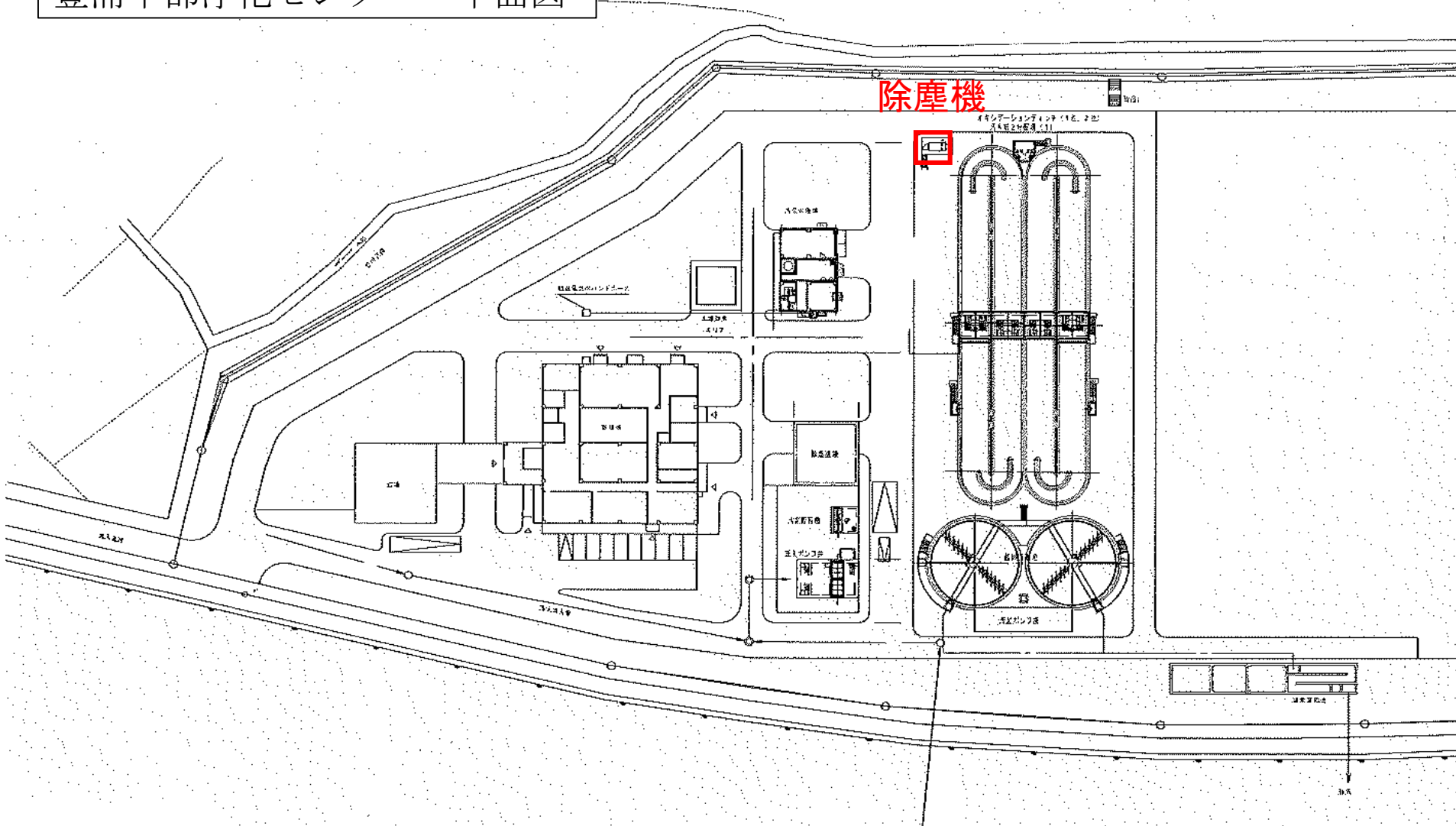
別図 1

豊浦中部浄化センター 位置図



別図 2

豊浦中部浄化センター 平面図



別図 3

除塵機

